

森林保全を通じた論点（案）

I 現状

- 戦後植林された多くの人工林が、本格的に利用可能な時期に入りつつあるものの、様々な要因により国内林業は不振
 - ◆ 輸入木材との競争で木材価格が長期下落傾向
 - ◆ 山林の小規模所有が多く非効率
 - ◆ 林業の後継者不足と従事者の高齢化
 - ◆ 路網の未整備、維持管理の不備
 - ◆ 機械化の遅れ
- 放置林（所有者による下草刈りや間伐がなされない森林）が増加
- 災害防止、水源かん養など森林の公益性（多面的機能）を維持するため、間伐促進等の施策を国・地方で実施【資料3-2参照】
 - ◆ 農林水産省（林野庁）による間伐促進
 - ◆ 環境省による、バイオマス発電など間伐材の利用促進
 - ◆ 地方の独自課税（府県民税の超過課税）を財源としたよる間伐促進 など

II 課題

- 補助金のメニューが実施主体や対象山林により細分化し、所有者にとって分かりにくく、総合的な対応を阻害している恐れ
- 森林保全等を目的とした県民税超過課税は、地方税収全体に占める割合が0.1%未満と少額
- 府県域では流域の上下流が完結せず（東京都・大阪府などは超過課税を実施せず）、本来の受益者が負担をまぬがれている可能性【参考資料⑤参照】

Ⅲ 論点

1 国と地方の役割分担

- 国が担うべき役割とは何か。
 - ◆ 国は温暖化対策のための間伐実施面積、災害対策としての貯水機能の維持などの政策目標や地域ごとの達成基準などの設定にその役割を限定し、その手段については可能な限り地方と住民に任せるべきではないか。
 - ◆ 補助金のメニューを細かく設定することで、地域の実情にそぐわない事業が行なわれているのではないか。
(例) 機械設備の導入に補助金を支出することで、小規模山林所有者が不要な設備を購入する。 など
- 国や流域全体からの財源を受けて、具体的な施策は現場を知る自治体が実情に応じた取組を行うべきではないか。【資料3-3参照】
- 細かな補助要綱で自治体を縛るのではなく、幅広い裁量を認めれば、林業の振興や後継者の確保など多様な政策目的を効率的に達成できるのではないか。

2 上流自治体と下流自治体との費用負担

- 府県域を越えて、個別案件ごとでなく総合的に森林の公益機能（防災・水源かん養・CO2削減・動植物の生息環境保全・観光・教育等）を考えるべきではないか。
- このため道州全体（少なくとも河川の流域全体）で課税し、中山間地の森林に集中的に投資ができる枠組みが必要になるのではないか。
(下流自治体が上流自治体に支出している費用の例)
 - ◆ ダム建設に関連する費用
 - ◆ 造林公社への出資金
 - ◆ 琵琶湖疎水に係る感謝金
- あるいは、CO2の削減効果等に着眼すれば、受益は人口が集中する首都圏等に偏重するとも考えられ、全国単位で負担のあり方を考えるべきではないか。

3 自治体間の調整

- 「複数の道州にまたがる森林」「ある道州に収まるが、隣接する道州の水源となっている森林」が存在する場合、道州間の調整はどのようにすべきか。
 - ◆ 道州間で水系単位の事業計画を共同で策定し、各道州がそれぞれ執行
 - ◆ 隣接する道州へ事務を委託
 - ◆ 隣接する道州を含む流域自治体が、ひとつの広域連合を結成し、事業を一元的に実施 など